



企業と人のアタマとココロをスッキリさせるお手伝い

# オフィス石野

お問い合わせ [info@of-i.jp](mailto:info@of-i.jp)



052-211-5185



052-211-5186

名古屋市中区丸の内2-10-30 インテリジェント林ビル 2F

## 業務中の居眠りによるパソコン入力ミスで会社到大損害！？

### ◆居眠りが裁判沙汰に

寝不足等が原因で仕事中にウトウト…。誰しもそのような経験があると思いますが、海外では居眠りが原因で「会社にあわや大損害」という事態が起き、裁判沙汰にまでなってしまったそうです。

### ◆一瞬の居眠りが…

ドイツの銀行で、行員がパソコンの操作中に一瞬だけ居眠りをしてしまい、大金（日本円で約 287 億円）を誤って送金しそうになりました。

銀行は、事態を重くみて上司である女性（48 歳）を解雇処分としましたが、労働裁判所は「重大ミスではあるものの、意図的ではなく解雇理由にはならない。譴責（けんせき）にとどめるべき」との判断を下し、女性の復職と賠償金の支払いを命じました。

### ◆行員の居眠りとミスの状況

この行員は、パソコンで送金額（62.4 ユーロ）を入力すべきところ、キーボードに指を置いたまま一瞬居眠りをし、誤って「2 億 2,222 万 2222.22 ユーロ（約 287 億円）」と入力してしまいました。その後、ミスが判明して修正されましたが、銀行は「上司が監督責任を果たさず、誤入力を見逃した」として解雇処分としましたが、上司の女性は「処分は不当である」と訴えていました。

### ◆効果的な「昼寝」の活用

居眠りをしてしまいそうなほど眠いときに、効果的なのは「昼寝」です。

昼寝研究の第一人者と言われている、カリフォルニア大学のサラ・メドニック氏は、「1 時間半の昼寝は一晩分の睡眠に等しい」と主張しています。

会社で 1 時間半もの昼寝をすることは現実的には不可能ですが、昼休みの時間を利用して 10 分～数十分程度の昼寝をするだけでも、疲労回復により、午後の業務の効率アップにつながります。最近では、昼寝用の専用部屋を用意する企業もあるようです。

もともと、午前中に居眠りをして業務に支障をきたしてしまっは、何にもなりません  
が…。

## 8月1日より変更される雇用保険の基本手当日額等

### ◆賃金日額・基本手当日額の変更

厚生労働省発表の「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により毎年8月1日に見直される雇用保険の賃金日額の上限額・下限額が、2012年度の平均定期給与額が前年比で約0.5%減少したことから、いずれも若干の引下げとなりました。

これにより賃金日額に基づいて算定される基本手当日額の支給額も減額となる場合があり、対象となる方には2013年8月2日以降の認定日に返却される受給者資格者証に印字して通知されます。

なお、変更後の基本手当日額は、全年齢の下限額が1,848円です。上限額は、29歳以下は6,405円、30～44歳は7,115円、45～59歳は7,830円、60～64歳は6,723円です。

さらに、基本手当日額以外にも、今回の変更に伴い、下記の雇用保険給付について支給額等の変更が生じます。

### ◆就業促進手当の上限額の変更

就業促進手当（再就職手当、就業手当、常用就職支度手当）の上限額も変更となり、就業手当の1日当たり支給額（基本手当日額の30%）の上限額が、59歳以下で1,752円、60～64歳で1,418円となります。

### ◆高年齢雇用継続給付の支給限度額等の変更

高年齢雇用継続給付の支給限度額は34万1,542円となり、最低限度額は1,848円となります。支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるとき、また、高年齢雇用継続給付として算定された額が最低限度額を超えない場合は、高年齢雇用継続給付は支給されません。

なお、支給額算定に用いる60歳到達時等の賃金月額については、上限額が44万8,200円、下限額が6万9,300円となります。

### ◆育児休業給付の支給限度額の変更

初日が2013年8月1日以後である支給対象期間の育児休業給付については、上限額が21万3,450円となります。

### ◆介護休業給付の支給限度額の変更

初日が2013年8月1日以後である支給対象期間の育児休業給付については、上限額が17万760円となります。

## 精神障害の労災認定件数が過去最多に！

### ◆脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況

厚生労働省が、平成 24 年度の「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」を発表しました。これは、過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害の状況についてまとめたものです。

くも膜下出血などの「脳血管疾患」や、心筋梗塞などの「心臓疾患」は、過重な仕事の原因で発症する場合があります、これにより死亡した場合は「過労死」とも呼ばれています。

### ◆精神障害の労災認定件数が過去最多に

今回注目すべきは、精神障害の労災申請自体は前年より若干少なくなりました（1,257 件）が、労災認定件数が 475 件（前年度比 150 件増）となり、過去最多となったことです。

その内容を見ると、昨今、行政による是正指導でも多く指摘されている事項が並んでいます。業種別では、製造業や卸・小売業、運輸業、医療・福祉といった業種が多くなっています。

### ◆仕事量・内容の変化、嫌がらせ・いじめに注意

次に、出来事別に支給決定件数をみると、（1）仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった、（2）（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた、（3）悲惨な事故や災害の体験、目撃をした、の順に多くなっています。

また、増加件数としては、（1）1カ月に 80 時間以上の時間外労働を行った（前年度比 29 件増）、（2）（重度の）病気やケガをした（同 27 件増）、（3）上司とのトラブルがあった（同 19 件増）、（4）セクシュアルハラスメントを受けた（同 18 件増）、（5）（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた（同 15 件増）の順に多くなっています。

### ◆体調の管理と併せて労働時間の管理も

「1カ月に 80 時間以上の時間外労働を行った」という部分については、脳・心臓疾患の時間外労働時間数（1カ月平均）別支給決定件数をみても、飛躍的に発症件数が増えてくる場所ですので、会社の労働時間の管理が非常に重要であることがわかります。

時間外労働が多いと睡眠不足など体調の管理も難しくなり、こうした労災の発生につながってくることも考えられます。

暑い時期になり、熱中症が例年になく多く発生しているようです。今年は体調の管理と併せて、労働時間の管理についても見直してみてもいいかもしれません。

## 「安定志向」が若者の間に広まっている？

### ◆「第一志望に入社」は5割

日本生産性本部と日本経済青年協議会が今年度の新入社員を対象に実施した「働くことの意識」調査結果によると、「第一志望の会社に入れた」と答えた新入社員は、質問を開始した2009年以降で最低となる52.0%（前年比8.9%減）だったそうです。

厚生労働省・文部科学省の「大学卒業予定者の就職内定状況調査」では、大卒者の内定率（4月1日現在）は、一昨年（91.0%）、昨年（93.6%）、本年（93.9%）と好転しているため、厳しい採用状況から、志望レベルを下げても「内定を得ること」を優先している学生が多かったと言えそうです。

### ◆「社長になりたい」はわずか1割

また、学校法人産業能率大学が、新入社員の働く意欲や新社会人としての意識、将来の目標などをまとめた「2013年度新入社員の会社生活調査」によると、最終的に目標とする役職・地位についての質問で、「社長」と答えた人が11.9%となり、調査を開始した1990年以降で最低となったそうです。

一方、「部長」は昨年度の23.2%（前年度比0.3ポイント増）で過去最高を更新し、「課長」「係長」についても増加する傾向が見られました。経営トップを目指すという気概よりも、安定を求める人が多かったようです。

### ◆「定年まで同じ会社で働きたい」は減少

また、「この会社でずっと働きたいか」という問いには、昨年は過去最高を記録した「定年まで勤めたい」が、30.8%（前年度比3.5%減）に減少し、代わって「状況次第でかわる」が33.1%（前年度比1.7%増）で「定年まで勤めたい」を上回りました。

内定を得ることを重視して志望レベルを下げたことが「定年まで」と回答しにくくさせているようです。

### オフィス石野よりひとこと

わたくしごとで恐縮ですが、この度、人事労務系の専門紙「労働新聞」様に文章を掲載して頂きました。8月5日号の「社労士プラザ」というコラムに、石野が日々の業務で感じたことなどをまとめております。

今回の件は、そもそも当事務所のお客様が労働新聞社様にご紹介くださって、このような機会を頂きました。また、記事の内容も、たくさんのお客様との日常のやりとりの中で生まれきたものです。

はなはだ稚拙な文章ではありますが、またご訪問の際などにご覧いただければ嬉しく思います。

たくさんのお客様に支えられていることに心から感謝！そして、少しでもお返しができるように、もっとお役に立つことができるように。これからも精進して参りますので、よろしくお願いいたします！